

- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒 からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは学年のアンケートを実施する。
- ■傍観者への指導も行う。

<被害者への対応>

- 1 つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、仕返し等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し学校は味方であることを示す。
- 3 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 4 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 5 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる。

<被害者の保護者への対応>

- 1 速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で信頼関係を構築する。
- 2 いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- 3 学校の方針への理解を求める。

<加害者への対応>

- 1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする。。
- 3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う。
- 4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する。
- 5 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う。

<加害者の保護者への対応>

- 1 速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す。
- 2 保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く。
- 3 いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- 4 具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める。
- 5 被害者への謝罪等について話し合う。